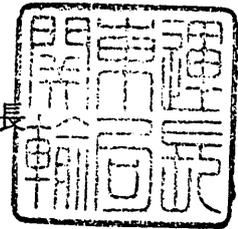




関自旅2第4627号
平成6年6月28日

東京陸運支局長 殿

関東運輸局長



個人タクシーの自家用目的の使用について

個人タクシー事業者が、家族及び自己のための目的でタクシーを使用することについては、タクシーは公共的な輸送機関であり自家用として使用することは好ましくないとの従来からの見解から、上記目的で使用することとなった場合においても、旅客の運送としての扱いで（運送事業の用に供するもの）運賃メーターを実車（賃走又は割増）として取り扱う様指導してきたところである。

しかしながら、当該運送においてメーターを実車にせず「回送」で走行していることに関する利用者等の批判、トラブル（①客を乗せているのに回送表示をしてメーターを使用していない。②個人タクシー事業者は営業中にタクシー車両を私用に使っている。）が発生していることから、今後は別紙のとおり取り扱うこととしたので了知されるとともに関係事業者団体に周知徹底を図りたい。

なお、（社）全国個人タクシー協会関東支部長に対しては、傘下事業者団体の指導方について要請したところである。

別 紙

個人タクシーの自家用目的の使用について

個人タクシー事業者が、家族及び自己のための目的でタクシーを使用する（以下「自家用使用」という。）にあたっては、現状では旅客の運送としての扱いでメーターを実車で運行する場合とメーターを使用せず「回送」表示で運行する場合がある。

そもそも法令は事業用自動車の自家用使用について、その目的として予定しているところではないが、個人タクシーにおいては事業の特殊性等（1人1車制）からもタクシー車両のほかに自家用車を持つことは困難と考えられ、タクシー車両の自家用使用を一切認めないことは実態に似合わないものである一方、「回送」表示での運行に関して利用者等の批判、トラブルの原因となっているため、下記の条件の下において自家用使用を認めることとし、平成6年9月1日より実施することとする。

なお、自家用使用であっても旅客の運送としての扱いでメーターを実車で運行するものについてはタクシー事業の用に供するものと認められることから、従来どおり差し支えないものである。

記

1. 旅客の運送としての扱いでメーターを実車で運行する場合以外の自家用使用は、事業計画に定める業務の確保義務を損ねることがない範囲で行うこと。
2. 上記1の場合の自家用使用については、運行に際して利用者等の苦情、トラブルを招くことのないよう車外に向けて別に定める「自家用使用」の表示をすること。
3. 「自家用使用」表示中の走行距離は、タクシー事業の走行キロに含めないこと（区分して記録すること）。

「自家使用」の表示等について

「自家使用」の表示方法等に関しては、次に定めるところによる。

1. 表示事項及び表示方法

- ア. 表示事項は、表（1）の例による表示板によることとする。
- イ. メーターを実車で運行する場合以外の自家用使用を行う場合は、その時間中「自家使用板」を掲出しなければならない。
- ウ. 「自家使用板」は、前記の場合以外掲出してはならない。
- エ. 「自家使用板」を掲出した時は、掲出した時刻、終了した時刻、区間及び走行距離を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

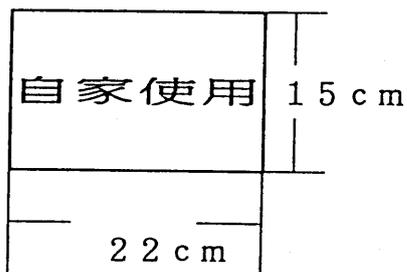
2. 表示位置

表示板は、ダッシュボード上部であって、表（2）の例による位置とする。

3. 車外表示装置（東京都及び京浜交通圏に限る。）

「自家使用板」を掲出した時は、車外表示装置（表示灯、小型車表示灯、大型車表示灯）は、夜間（日没から日出までをいう。）において消灯すること。

表（1） 表示板



注

(1) 文字は白色とし、地は紺色とする

(2) 文字の寸法は、縦横4 cmとする。

表（2） 表示方法

